

「第2次いなべ市空家等対策計画【パブリックコメント案】」に
対する御意見を募集します

1 趣旨

近年、全国的に空家等は増加傾向にあり、適正な管理が行われていない空家等が増加すると、地域住民の生活に対して安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など、深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、生命、身体及び財産の保護、生活環境の保全を図り、併せて空家等の活用を促進するため、国において平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家法」という。）が完全施行されました。

また、令和5年には空家法が改正され、空家等の「活用拡大」、「管理の確保」、「特定空家の除却等」の新たな対応が強化されました。

本市においては、市内の空家等の有効活用等を目的に、平成20年度から「空き家・空き地バンク制度」などの取組を進めています。

さらに、平成30年3月に「いなべ市空家等対策計画」を策定し、空家等の所有者が自らの責任において空家等の適正管理を行うことを原則として、空家等に関する総合的な対策を実施してきました。

今回、空家等に関する国や本市の動向等を踏まえ、実効性の高い空家等対策の取組に向けて、空家等対策計画の改定を行います。

つきましては、市民の皆様の意見を反映し、より地域性等に応じた計画とするため、パブリックコメント制度を実施し、御意見を募集します。

2 計画案の閲覧期間及び意見の募集期間

令和8年2月9日（月）から令和8年3月2日（月）まで（土日祝は閉庁日です）

3 計画案の閲覧場所

いなべ市役所行政棟1階 正面玄関横（いなべ市役所 市民部 市民課前）

いなべ市ホームページ（<http://www.city.inabe.mie.jp/>）「市政情報」から

4 意見の提出方法

「第2次いなべ市空家等対策計画【パブリックコメント案】に対する意見」用紙より住所、氏名及び電話番号を記載の上、次のいずれかの方法により御提出してください。

（1）郵送の場合

〒511-0498 いなべ市北勢町阿下喜31番地

いなべ市役所 都市整備部 住宅課あてに郵送してください。

(2) 持参いただく場合

いなべ市役所行政棟1階 正面玄関横(いなべ市役所 市民部 市民課前)の意見箱へ投函または、いなべ市役所都市整備部住宅課窓口までお持ちください。

※開庁日の午前8時40分から午後5時15分まで受け付けます。

※令和8年3月2日の期間最終日は午後5時00分までの受け付けとなります。

(3) ファクシミリの場合

いなべ市役所 都市整備部 住宅課 (0594-86-7870) まで送信ください。

(4) インターネットの場合

第2次いなべ市空家等対策計画【パブリックコメント案】に対する意見フォーム

(下記QRコードまたはURL) から入力ください。



<https://logoform.jp/f/V3Fsd>

※いずれの方法による場合も令和8年3月2日(月)を締切とさせていただきます。

5 その他

お寄せいただいた御意見は、後日、市の考え方と共に概要をホームページ等で公表します。

電話による御意見は、受け付けません。

個々の御意見に対して、直接の回答は行いません。